

[講演要旨] 関東大震災における犠牲者のゆくえ —横浜市域の遺体処理と慰靈・追悼—

横浜市史資料室 吉田律人

§ 1. はじめに

1923年9月1日に発生した関東大震災では、建物の倒壊や火災、津波などに巻き込まれ、東京府で70,387人、神奈川県で32,838人、それ以外の地域（千葉県・埼玉県・山梨県・静岡県・茨城県）で2160人が犠牲となった（被害の数値は災害教訓の継承に関する専門調査会編『1923 関東大震災報告書』第1編、中央防災会議、2006年を参照）。合計で105,000人を超える犠牲者数は、近代日本の災害史上最大の数値であり、地震の発生によって多くの命が失われた。では、そうした大量の犠牲者に対し、残された人々はどうのに対応したのか、これまで犠牲者の発生過程や慰靈施設を分析した研究は存在したもの、震災時の遺体処理の過程を分析した研究は多くない。

しかし、災害対処に関する現代的な課題を考察する上で、過去の災害体験は大きな教訓となろう。そこで本報告では、横浜市域を分析対象に、震災で犠牲となった人々のゆくえを遺体処理の過程から分析する。

§ 2. 近代日本の埋火葬システム

近代日本の埋火葬システムは1884年10月4日制定の墓地及埋葬取締規則（太政官布達第25号）及び11月18日制定の同規則方法細目標準（内務省達乙第40号）によってその大枠が定められた。埋火葬は警察の取締を受けるとともに、自治体による許可制となり、仮に死者が発生した場合は、葬儀を行う者が医師の死亡届書もしくは検査書を役所に提出、認許証を得た上で埋火葬を実行に移した。加えて、変死の場合は、医師の検査書に検視官の検印も必要であった。また、身元不明の死者に対する対応は、1899年3月27日制定の行旅病人及行旅死亡人取扱法（法律第93号）に規定され、市町村長は遺留品を保管の上、仮埋葬する仕組みとなっていた。

このように近代日本の埋火葬システムは、警察の力を背景としつつ、各自治体の役所・役場によって管理されていた。横浜市の場合は、横浜市役所の戸籍課が事務手続きの窓口となり、埋火葬は主に市営の久保山火葬場（火葬場を含む）などで執り行われた。

§ 3. 犠牲者の発生と埋火葬施設の被害

関東大震災による横浜市域の犠牲者数は26,623人に上了（詳細は諸井孝文・武村雅之「1923年関東地震にお

ける死者発生のプロセス（その2）—旧横浜市での人的被害の一」、『歴史地震』第22号、2007年を参照）。地震発生後、市内に放置された遺体を大別すると、①路上の焼死体、②河川・港内の水死体、③埋没死体の三つに別けることができる。それらを早急に処理することが行政機関の急務であった。しかし、横浜市役所は焼失し、久保山火葬場も倒壊したため、遺体処理の作業は行えなくなった。また、建物の焼失・倒壊によって市内の警察署も機能不全に陥った。行政機関が混乱するなか、犠牲者はそのまま現地に放置され続けたのである。

§ 4. 遺体の回収作業

暑さによって遺体は腐敗し、臭気を放つようになった。9月6日、横浜市役所は死体取扱付係を編成し、請負人を通じて遺体の回収作業に着手したが、労働力となる人夫は思うように集まらなかった。また、作業に用いる道具も不足、焼けたトタンなどを活用して回収作業にあたった。市は人夫賃を上げて対応にあたったが、人夫側も遺体回収の作業を忌避する傾向にあった。

埋火葬については久保山墓地など市内数箇所の墓地で行われることとなった。だが、市内中心部と離れているため、市は警察の許可を得て、現地での火葬を実行に移していく。遺体の回収作業は路上から優先的に行われ、9月14日の『横浜市日報』は遺体処理の完了を宣言した。

§ 5. 遺体処理をめぐって

大量の犠牲者に対し、横浜市役所は診断書や検査書がなくとも死亡届を受理する方針を打ち出し、事務手続きの簡素化を図った。また、久保山では仮設の火葬場を急造し、安価な料金で火葬を行った。他方、市内では遺体からの金品強奪や不当な火葬料請求などが遺体に関する犯罪が横行し、警察はその対応に追われた。

11月1日、横浜公園において県市合同の追悼会が催され、公的な犠牲者の慰靈が行われた。しかし、その後も河川や瓦礫の下からの犠牲者の発見が相次ぎ、瓦礫処理など復興の作業を妨げた。

§ 6. おわりに

地震によって通常の埋火葬システムは完全に崩壊した。事務手続きの簡素化や臨時火葬の実施など、臨機応变な対応を含め、将来の災害に備えることが肝要であろう。